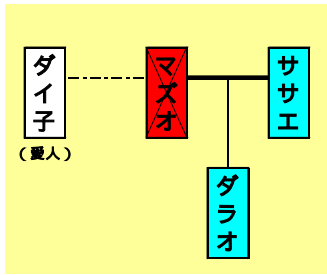
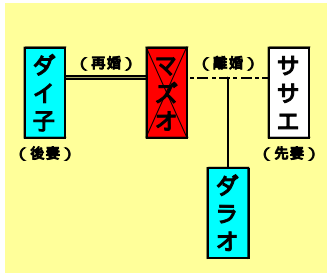


相続人は誰でしょう③



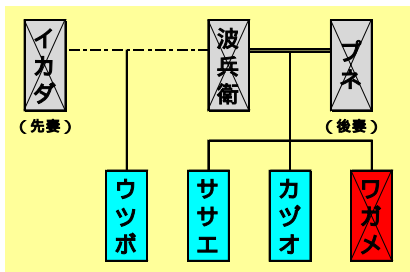
【図6 - 1】

【図6 - 1】をご覧ください。マズオが亡くなりました。マズオは一見平和な家庭を築いているように見えたが、実はダイ子と内縁関係にありました。マズオの死によりダイ子は自分にも相続権があるのではないかと考えましたが、それは認められません。法的な婚姻関係になれば相続権はありません。相続人と相続分は
ササエ 1/2
ダラオ 1/2 となります。



【図6 - 2】

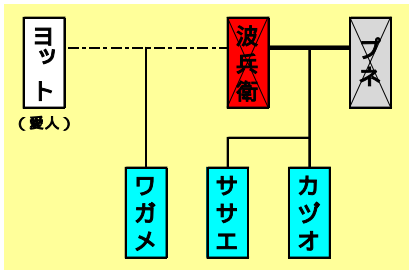
逆にいえば結婚さえしていれば相続権が発生します。極端な話、30年連れ添ったササエと離婚し、ダイ子と再婚した翌日にマズオが亡くなれば配偶者としての相続権はダイ子に発生します【図6 - 2】。すなわち婚姻期間は関係ないということです。この場合の相続人と相続分は
ダイ子 1/2
ダラオ 1/2 となります。



【図7】

【図7】ワガメが亡くなりました。子どもがいなく、親もいないため兄弟姉妹のササエとカズオが相続人になります。カズオが戸籍を揃えていると驚くべき事実がわかりました。父波兵衛はプネとは再婚で、前妻イカダと婚姻関係にあり、そしてなんと子ウツボもいることも判明しました。全てが初耳で、もちろんウツボとも会ったことはありません。しかし今回ワガメの相続人は兄弟姉妹です。ウツボも波兵衛の子ですので、兄弟姉妹に該当します。このとき、ワガメから見てササエとカズオを全血兄弟姉妹、ウツボを半血兄弟姉妹と呼びます。そして、半血兄弟姉妹（ウツボ）の相続権は全血兄弟姉妹（ササエ、カズオ）の半分と規定されています。片方の親が異なるための区別です。この場合の相続分は

ササエ 2/5 カズオ 2/5
ウツボ 1/5 となります。



【図8】

【図8】波兵衛が亡くなりました。これまで、波兵衛とプネの子としてササエ・カズオと分け隔てなく育てられてきたワガメは、実は愛人ヨットとの子であることが判明しました。ワガメの戸籍の母の欄にはヨットと書いてあり、波兵衛が認知したとの記載もあったのです。誰もワガメにそのことを話していませんでした。波兵衛が認知しており、波兵衛の子であることには違いないので、今回の相続においては、ワガメは相続人になれます（もし波兵衛が

ワガメを認知していなければ、ワガメはそもそも波兵衛の相続人になれません(ワガメの戸籍の父の欄は空欄)。ただし、正式な婚姻関係のもとに生まれた子ではない非嫡出子の相続分は、^{ひやくしゅつし}嫡出子の半分と規定されているので相続分はそれぞれ以下ようになります。

ササエ 2/5 カズオ 2/5
ワガメ 1/5 です。

これについては、裁判でも争われたこともありますが、民法の規定が変わるまでには至っていません。

また、上記だけではなくこれまでの全てのケースについて言えますが、この相続分通りに分割しなければならないと拘束するものではなく、例えば全血兄弟姉妹と半血兄弟姉妹、^{ちやくしゅつし}嫡出子と^{ひちやくしゅつし}非嫡出子が仲良く平等に分割することについて何ら妨げるものではありません。

試しにヤフーで『嫡出子』と検索してみても、『嫡出子ではありませんか?』と出てきませんでした。